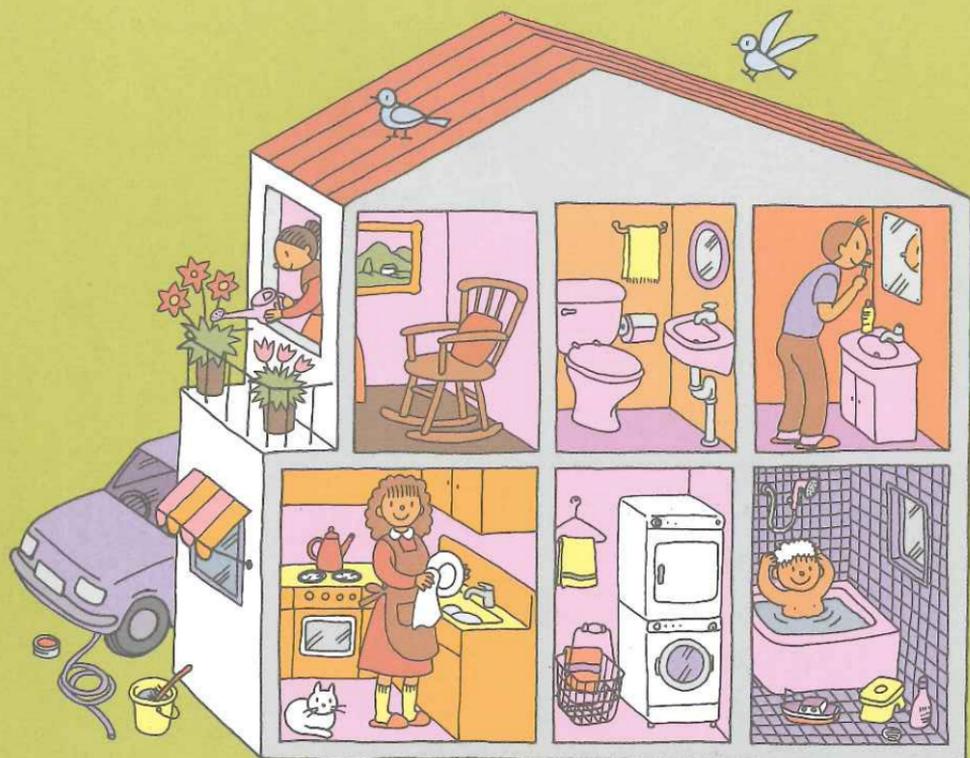


浄化槽の適正な管理

快適な生活環境づくりのために
この手引によって
浄化槽の正しい使い方をご理解ください



平成13年4月より原則単独処理浄化槽の設置が
禁止されました。

単独処理浄化槽を設置されている皆さんも
合併処理浄化槽への設置換えに努めてください。



目次

- 設置者の皆さんへ 1
- 1 浄化槽の役割 2
- 2 浄化槽のしくみ 3
- 3 浄化槽の取扱いのルール 6
- 4 実際の設置から使用まで 8
- 5 保守点検・清掃 15
- 6 定期検査 17
- 7 浄化槽整備事業について 18
- 8 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽 18
- 9 小型合併処理浄化槽機能保証制度 20

設置者の皆さんへ

あなたは浄化槽のことをどのくらいご存じですか

わたしたちは、毎日の生活の中で、たくさん
の水を使用しています。

そして、その水の多くは最終的に汚水となっ
て側溝などに流れ込み、川や湖沼そして海へと
流れていきます。

しかし、汚水のままの状態、川や湖に放流
されると、水の汚濁がすすみ、魚が住めなくな
って、やがて美しく豊かな自然は破壊されてし
まいます。

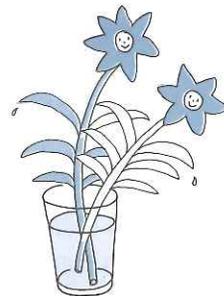
そこで、大切な自然環境を守り、生活環境を
保全するため、汚水を処理し、きれいな水をと
りもどすことが必要となりますが、その役目を
担うのが合併処理浄化槽です。

合併処理浄化槽は、大規模なものから各家庭ご
との小規模なものまで、地域の実情に応じて設
置できるため、山や起伏が多く、分散型の集落が
多いわが国にとっても適した汚水処理施設です。

また、適切な設置工事・維持管理がなされれ
ば、下水道と同等の処理能力を有するばかりで
なく、短期間かつ安価に設置できるので、生活
排水による河川の汚濁防止に有効な手段です。

この手引書は、浄化槽についての正しい知識
を広めるために作成されたものです。

本書を通じて、浄化槽についての正しい理解
を深めてくださるようお願いいたします。

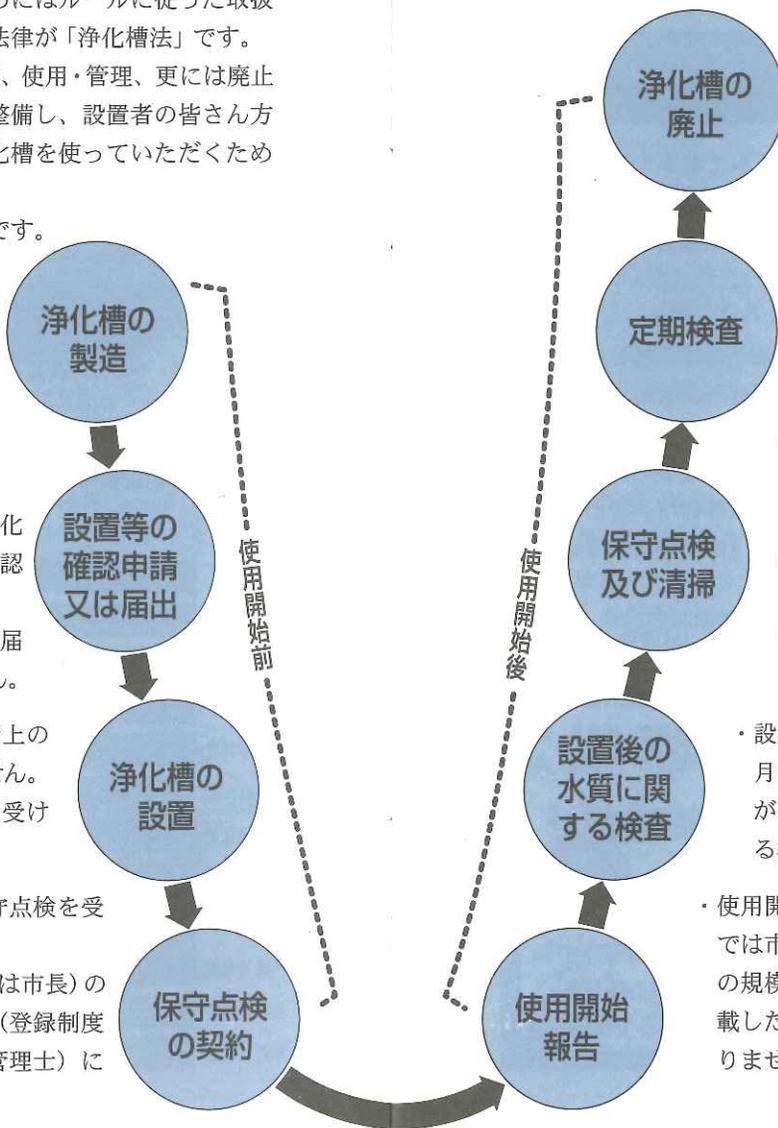


3. 浄化槽の取扱いのルール

浄化槽が本来の機能を発揮するためにはルールに従った取扱いが必要です。そのルールを定めた法律が「浄化槽法」です。この法律は、浄化槽の製造から、設置、使用・管理、更には廃止にいたるまでの流れを一つの体系で整備し、設置者の皆さん方に、より効率的に、より安心して浄化槽を使っていただくためのものです。

その流れのポイントは次のとおりです。

- ・ 工場で生産される浄化槽は、国土交通大臣の認定を受けた浄化槽でなければいけません。
- ・ 浄化槽の構造基準は、建築基準法施行令に基づき、告示で定められています。
- ・ 新築の場合は、建築確認申請書に浄化槽仕様書を添付して、建築主事の確認を受けなければなりません。
- ・ 便所の改造等の場合は、浄化槽設置届を保健所に提出しなければなりません。
- ・ 浄化槽の設置は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行われなければなりません。
- ・ 設置工事は、都道府県知事の登録を受けた浄化槽工事業者が行います。
- ・ 使用開始の直前に、第1回目の保守点検を受けてください。
- ・ 保守点検は、知事（保健所設置市では市長）の登録を受けた浄化槽保守点検業者（登録制度がない横浜市と大阪市では浄化槽管理士）に委託してください。



・ 浄化槽を廃止したときは、その日から30日以内に都道府県知事に届出なければなりません。

・ 毎年1回、知事の指定する検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。

・ 保守点検および清掃は、それぞれの技術上の基準に従って行わなければなりません。

・ 清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
・ 保守点検、清掃の回数や記録の保存は法律で定められています。

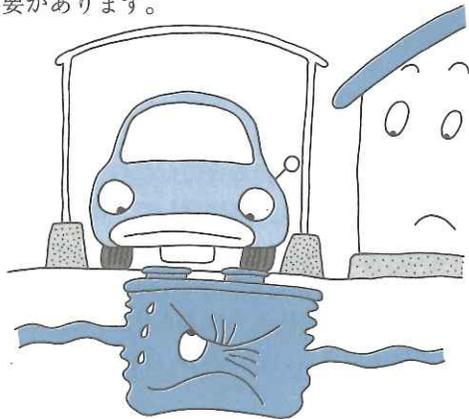
・ 設置状況等を見るため、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に、知事が指定する検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。

・ 使用開始後30日以内に知事（保健所設置市では市長）に浄化槽管理者の氏名、浄化槽の規模、設置場所、使用開始年月日等を記載した使用開始報告書を提出しなければなりません。



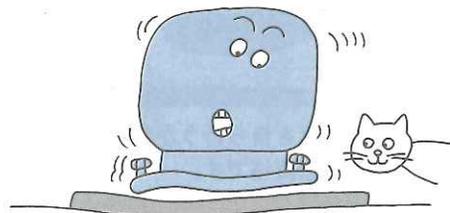
浄化槽の上に車庫などをつくる

最近土地の高度利用化の傾向から、通路の下、車庫の下、斜面などに浄化槽を設置する例があります。このような場合には、浄化槽に荷重がかからないよう補強工事を必要とする場合がありますので、浄化槽工事業者とよく相談してください。また、保守点検や、清掃・検査に支障をきたさないよう十分留意する必要があります。



ブロワやカバーが固定されていない

ブロワが基礎に固定されていなかったり、ブロワのカバーがきちんとはめこまれていなかったりすると、騒音の原因（振動、うなり）や故障の原因となります。



あなたも 浄化槽管理者です

家庭用浄化槽は各家庭に管理責任があります。浄化槽法では、浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、次のような義務を課しています。

- 1 毎年、浄化槽の保守点検および清掃を法律で定められた回数実施し、その記録を3年間保存しなければなりません。ただし、保守点検及び清掃を資格のある業者に委託することができます。
- 2 指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければなりません。これには、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に行う検査と毎年行う検査の2種類があります。

3. 保守点検の契約

保守点検は、浄化槽法に定められた技術上の基準に従って行わなければなりません。このため、専門の技術を有し、知事（保健所設置市では市長）の登録を受けた保守点検業者（登録制度がない横浜市と大阪市では浄化槽管理士）に委託してください。

なお、使用開始の直前に第1回目の保守点検を受けてください。

4. 使用開始報告

浄化槽の使用開始後30日以内に知事（保健所設置市では市長）に使用開始報告書を提出してください。

1. 保守点検



保守点検は、知事（保健所設置市では市長）の登録を受けた浄化槽保守点検業者（登録制度がない横浜市と大阪市では浄化槽管理士）によって行われます。浄化槽保守点検業者については、最寄りの保健所または各都道府県の浄化槽協会に問い合わせてください。

2. 清掃

清掃は、「浄化槽清掃業」の許可を市町村長から受けた業者によって行われます。

清掃後は、元の水位まで注水してあるかどうかを確認してから使用を再開してください。



※保守点検・清掃の料金は、浄化槽管理者の負担となります。また、保守点検・清掃の記録は、浄化槽管理者が3年間保存するように定められています。

浄化槽管理士

浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検を実地に行う人に与えられる国家資格です。

保守点検・清掃

保守点検・清掃を行わず、未管理のまま放置すると、浄化槽本来の機能が発揮されないばかりか、逆に水質汚濁の原因となります。

6. 定期検査

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染等を引き起こす場合があります。

このため、毎年1回、保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを確認するため、都道府県知事が指定した検査機関が行う検査を受けなければなりません。

定期検査は、保守点検や清掃とは別に受ける必要があります。この検査の申し込み手続きは、保守点検業者や清掃業者が代行している場合もありますので確認してください。

